七尾市
新型インフルエンザ等対策
行動計画

令和８年３月改定
石川県七尾市

目　　次

第１章　計画の基本事項
第１節　作成の趣旨・・・

第５節　保健・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
第６節　物資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（２）初動期～（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
第７節　市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・・・・・・45
（１）準備期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
（２）初動期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
（３）対応期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

【参考】
七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階ごとの対策の概要・50
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

第１章　計画の基本事項

第１節　作成の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものである。

上位計画である特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」及び「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」が策定されたことから、市では、「七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を平成 27 年に策定し、新型インフルエンザ等の対策を図ってきた。

第２節　市計画作成の過程

平成 17 年（2005 年）11 月に、国は「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しており、県は国の行動計画に準じて同年 12 月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、国や県では、数次にわたり行動計画の改定を行ってきた。 平成 21 年（2009 年）の新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓を踏まえ、平成 24 年（2012 年）に特措法が制定され、国は特措法に基づく計画として、平成 25 年（2013 年）に政府行動計画を作成しており、県もこれを踏まえ、平成 26 年（2014 年）3 月に

既存の計画を改定し、特措法に基づく県行動計画を作成した。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえ、令和 6 年 7 月に政府行動計画の改定、また、令和 7 年 3 月には、県行動計画が改定されたことから、本市においても国や県の動きを踏まえつつ、以下のとおり策定や見直しを行ってきた。

（１）七尾市新型インフルエンザ対策行動計画（平成 21 年 7 月）策定

（２）特措法第 8 条に基づく
七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 27 年 3 月）策定

（３）特措法第 8 条に基づく
七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 8 年 3 月）改定

・計画の改定に当たっては、感染症の専門家及び学識経験者等からの意見聴取として、七尾市医師会等から意見を聴いた。

第３節　行動計画の位置付け

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づく市行動計画である。計画策定にあたっては、政府行動計画及び県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び市が実施する対応等を示している。

第４節　対象とする疾患

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。

具体的には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下、「感染症法」という。）第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する下記感染症とする。

・新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型コロナウイルス感染症）
・指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
・新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）は、感染症法施行規則第１条第 15 号において五類感染症に位置づけされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

第５節　行動計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、おおむね６年ごとに政府行動計画の改定についての検討を行うこととしており、市においても政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて、市行動計画を見直すものとする。

第２章　新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第１節　新型インフルエンザ等の特徴

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国・県・市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や生活及び経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くがり患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、対策を講じていく必要がある。

第２節　対策の目的と基本的戦略

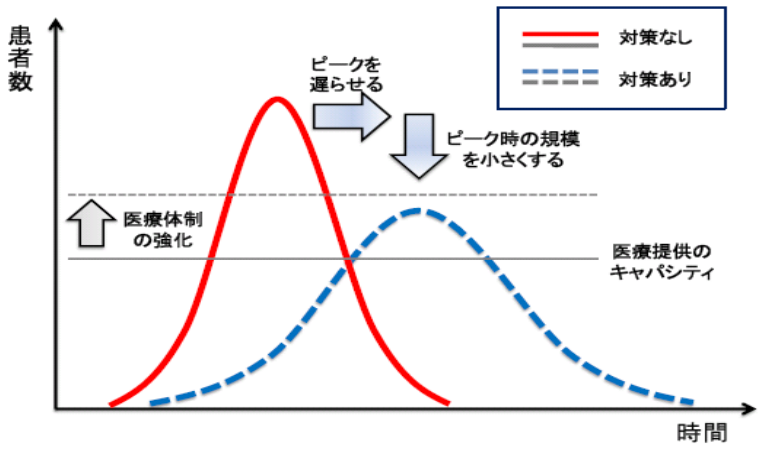
（１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン接種等までの時間を確保する。

流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

＜対策の概念図＞



（２）市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

市民の生活及び経済の安定を確保する。

感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

業務継続計画（BCP）の作成や実施等により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第３節　対策の基本的考え方

（１）基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を行う。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、基本的対処方針とも整合をとり、各発生段階を柱とする一連の流れを持った対策を行う。

（２）発生段階

ア　考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

発生段階は、「準備期」、「初動期」、「対応期（４区分）」の３つに分類する。

対策の内容は、発生段階のほかに、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われた場合によっても変化する。

イ　発生段階の状況

時期		戦略
準備期	発生前の段階	市は市民に対する啓発、対策に向けた関係者との情報共有、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や感染症対策に関する人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（A）	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。 海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（B）	感染拡大のスピードを可能な限り抑制するため、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行うとともに、各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）	国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や国民生活及び国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や基本的な感染対策に移行する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第４節　様々な感染症を幅広く対応できるシナリオ

（１）有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。

② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。

③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第３章の「各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

（２）感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（１）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

①　初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下のＢからＤまでの時期に区分する。

・封じ込めを念頭に対応する時期（B）
・病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）
・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）
・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

②　対応期：封じ込めを念頭に対応する時期（B）

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

③　対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期（C-1）

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

④　対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（C-2）

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

⑤　対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（D）

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第３章の「各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要となる対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」（C-1）においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

第５節　対策実施上の留意点

（１）国、県等との連携協力

国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生時や準備段階に備え、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

（２）平時の備えの整理や拡充

・発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理として、関係者間で共有しながら必要となる準備、訓練を行う。
・初動対応について、初発の感染事例を探知した後、速やかに動き出せるように体制

整備を進める。
・感染症対策にかかわる関係者や市民にとって感染危機が起こりうるものである認識を持ってもらうために多様なシナリオ等を通じて、平時の備えについて日頃から点検や改善を行う。
・リスクコミュニュケーション等について平時から取り組みをすすめる。
・ＤＸの推進のほか、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、横断的な視点を念頭に取り組みをすすめる。

（３）感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え
・対策の切り替えについて可能な限り、科学的な根拠に基づき対応するために、国、県と連携時、平時からデータ収集の仕組みを行う。
・国、県と連携し、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響をうける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響も十分に留意する。
・状況の変化に基づく柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
・柔軟な対応ができるよう、対策の切り替え時期については個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載する。
・市民等の理解や協力を得るために平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を含め様々な場面を活用して普及し、情報提供・共有により適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の対策を県が講ずる場合は、影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠をわかりやすく発信し、説明する。

（４）基本的人権の尊重
・新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
・特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、対策を実施するための必要最小限のものとする。対策実施について法令根拠があること、リスクコミュニュケーションの観点からも市民等に対して十分説明し、理解を得る。
・感染者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は人権侵害であり、あってはならない。偏見・差別は受診行動を妨げ、拡大の抑制を遅らせ、医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。
・対策の実施については、社会的弱者への配慮に留意し、感染危機に当たっても市民の安心を確保し、社会分断が生じないよう取り組む。

（５）危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合もこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（６）関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

（７）高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応について、平時から関係課とともに検討し、有事に備えた準備を行う。

（８）感染症危機下の災害対応

県は平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市は避難所確保等を進めることや、県とともに、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県と連携し、状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

（９）記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフ ルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第６節　対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を

確保し、対策に取り組む。

さらに、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練 等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計 画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

（２）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担　い、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する金沢市、感染症指定医療機関（第一種及び第二種感染症指定医療機関に限る。以下同じ。）、関係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、県予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づ

く取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

（３）市の役割

政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

市は、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

市は、必要に応じて、第 3 章の対策項目（7 項目）以外の政府や県が示す項目について、協力する。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等により健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び県連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定（地方）公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（６）登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は、国民生活及び国民経済の寄与する業務を行う事業者については、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

（７）一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に、多数の者が集まる事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（８）市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、平素から健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践する。

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても衛生用品・食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第７節　市行動計画の対策項目と横断的視点

（１）市行動計画の主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、次の章で以下の７項目に分けて具体的な取り組みを定める。

① 実施体制
② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
③ まん延防止
④ ワクチン
⑤ 保健
⑥ 物資
⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

（２）複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共通して考慮すべき視点は、以下の３点である。

ア　人材育成
イ　国や県、他市町との連携
ウ　DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

ア　人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修や訓練等の取組、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

イ　国や県、他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に県と連携し、感染拡大防止など多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担う。

そのため、平時から県等と意見交換を行い、広域的な連携に努めることが必要である。

ウ　DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

DX の推進は、関係者間でのリアルタイムな情報共有、業務負担の軽減や関係者の連携強化など、感染症危機対応能力の強化につながるものである。国が整備する基盤の活用など、DX を推進する。

第８節　市行動計画の実効性確保

（１）EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応を万全なものとするため、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。そのためには、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

（２）新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

新型インフルエンザ等の発生の予測はできないため、自然災害等への備えと同様に、平時からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

（３）多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練を通じた対策等の点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう働きかける。

（４）市行動計画の必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、政府行動計画や県行動計画等の見直し内容も踏まえ、市行動計画について、必要な見直しを行う。

第３章　各対策項目の考え方及び取組

以下、対策項目（7 項目）ごとに、発生段階ごとの目的、所要の対応等について記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

第１節　実施体制

[考え方]

全市的な危機管理の問題として取り組むこととし、災害対策本部の分掌事務と連動する。

国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

[全庁的、全市的な取組]

新型インフルエンザ等が覚知され、七尾市新型インフルエンザ等対策本部が設置されるまでの間、「七尾市新型インフルエンザ等連絡会議」を通じて、感染状況や国・県の動向、情報の集約・共有、市民に対する啓発、必要物品の準備等の事前準備を検討する。

健康福祉部や市民生活部をはじめ、関係部においては、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

●七尾市新型インフルエンザ等連絡会議の構成

会　長	健康福祉部長
副会長	市民生活部長、教育部長
委　員	総務部長、議会事務局長、企画振興部長、産業文化スポーツ部長、建設部長、消防長、経営本部長 ※以下の委員は、災害対策本部の分掌事務の班長 環境課長、税務課長、総務課長、秘書広報課長、地域づくり支援課長、福祉課長、農林水産課長、産業振興課長、土木課長、上下水道課長、教育総務課長 七尾鹿島消防本部消防課長、公立能登総合病院総務課長
事務局	健康推進課長、危機対策課長

[七尾市新型インフルエンザ等対策本部]

国及び県に新型インフルエンザ等対策本部が設置された時には、直ちに、七尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

国により、緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づき必要な対策を講じる。

所管事項

・新型インフルエンザ等発生動向の把握に関すること。
・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
・市内発生時における社会機能維持に関すること。
・国、県、関係機関との連絡調整に関すること。
・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

●七尾市新型インフルエンザ等対策本部の構成

本　部　長	市　長
副本部長	副市長、教育長
本　部　員	【防災班・環境班・調査班・総務班、広報班、ボランティア班（市民生活および総務に関すること）】 市民生活部長、総務部長、議会事務局長、企画振興部長 【災害救助班（感染症予防対策・要支援者対策に関すること）】 健康福祉部長 【農林水産班・商工班・土木班・上下水道班（産業維持に関すること）】 産業文化スポーツ部長、建設部長 【教育班（教育関係対策に関すること）】 教育部長 【消防班（救助活動に関すること)】 消防長 【病院班（医療活動に関すること)】 経営本部長
事　務　局	市民生活部（危機対策課長)、健康福祉部（健康推進課長）

（１）準備期

ア　目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

イ　所要の対応

（ア）実践的な訓練の実施

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等発生に備えた実践的な訓練を実施する。（健康福祉部、その他全部）

（イ）市行動計画の作成や体制整備・強化

ａ　市は、行動計画を作成・変更する。行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（健康福祉部、その他全部）

ｂ　市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（健康福祉部、市民生活部、総務部）

ｃ　市は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政職員等の養成等を行う。（健康福祉部、関係部）

（ウ）関係機関の連携の強化

ａ　県、市及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（健康福祉部、関係部）

ｂ　県、市及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（健康福祉部、関係部）

（２）初動期

ア　目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、市は、準備期における検討等に基づき、必要に応じて七尾市新型インフルエンザ等連絡会議等を立ち上げ、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

イ　所要の対応

（ア）新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ａ　国が政府対策本部を設置し、県が石川県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、七尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

ｂ　市は、必要に応じて、（１）準備期イ（イ）を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（健康福祉部、関係部）

（イ）迅速な対策の実施に必要な予算の確保

ａ　市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（健康福祉部、総務部、関係部）

（３）対応期

ア　目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

イ　所要の対応

（ア）基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。（健康福祉部関係部）

ａ　職員の派遣・応援への対応

・市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

・市内における特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町また県に対して応援を求める 。

ｂ　必要な財政上の措置

・市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

ウ　緊急事態措置の検討等について

（ア）緊急事態宣言の手続

ａ　市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに七尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。市内における緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法第 36 条第１項に基づき、市が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行う。（健康福祉部、関係部）

ｂ　七尾市新型インフルエンザ等対策本部長が特に必要があると認めるときは、特措法第 36 条第 2 項に基づき、石川県新型インフルエンザ等対策本部長に対し、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する。（健康福祉部、関係部）

エ　特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

（ア）七尾市新型インフルエンザ等対策本部の廃止

ａ　市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされ、政府対策本部及び石川県新型インフルエンザ等対策本部が廃止されたときは、遅滞なく七尾市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する 。（関係部）

第２節　情報提供・共有、リスクコミュニケーション

（１）準備期

ア　目的

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

イ　所要の対応

（ア）新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ａ　市における情報提供・共有について

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生する恐れがある。

そのため、健康福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、子どもに対する情報提供・共有を行う。（健康福祉部、教育委員会、関係部）

ｂ　偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。（健康福祉部、教育委員会、市民生活部、関係部）

ｃ　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知･広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるとされている。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておくことも考えられる。（健康福祉部、市民生活部、関係部）

ｄ　双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。（総務部、健康福祉部、その他関係部）

（２）初動期

ア　目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の

拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ　所要の対応

（ア）情報提供・共有について

ａ　市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（健康福祉部、教育委員会、関係部）

ｂ　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知･広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（健康福祉部、市民生活部、関係部）

ｃ　双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。（総務部、健康福祉部、その他関係部）

ｄ　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見･差別 等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。（健康福祉部、教育委員会、市民生活部、関係部）

（３）対応期

ア　目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。こ

のため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

イ　所要の対応

（ア）情報提供・共有について

ａ　市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。（健康福祉部、市民生活部、関係部）

ｂ　県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施する　ため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。（健康福祉部、市民生活部、関係部）

ｃ　双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。（総務部、健康福祉部、その他関係部）

ｄ　偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等

について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別 等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。（健康福祉部、教育委員会、市民生活部、関係部）

第３節　まん延防止

（１）準備期

ア　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

イ　所要の対応

（ア）新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぐことや感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（健康福祉部、教育委員会、その他関係部）

（２）初動期

ア　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

イ　所要の対応

（ア）市内でのまん延防止対策の準備

ａ　市は、県と相互に連携し、県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

ｂ　住民等に対する手洗い、咳エチケット等、感染対策の勧奨を行う。（健康福祉部、教育委員会、その他関係部）

（３）対応期

ア　目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

イ　所要の対応

（ア）まん延防止対策の実施

・市民等に対する手洗い、咳エチケット等、感染対策の勧奨を行う。
・事業者、学校、保育施設等における感染対策の実施を行う。
・公共交通機関、病院、高齢者施設等に対しての感染予防策の強化を行う。
・不要不急の外出自粛要請、学校等の施設の使用制限に対する協力を行う。
・情報提供、注意喚起を行う。
（健康福祉部、教育委員会、その他関係部）

第４節　ワクチン

（１）準備期

ア　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

イ　所要の対応

（ア）**ワクチンの接種に必要な資材**

市は、以下の表１を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

（健康福祉部）

表１　予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
□消毒用アルコール綿 □トレイ □体温計（非接触型） □医療廃棄物容器、針捨て容器 □手指消毒剤 □救急用品	□マスク □使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ） □使い捨て舌圧子 □膿盆 □聴診器 □ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 ・酸素ボンベ、酸素マスク、流量計 ・人工呼吸用バック	【文房具類】 □ボールペン（赤・黒） □日付印 □スタンプ台 □はさみ
	【会場設営物品】 □机 □椅子 □スクリーン □延長コード □冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 □ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 □耐冷手袋等

（イ）ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時、事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（健康福祉部）

（ウ）接種体制の構築

ａ　接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に特定接種又は住民接種の実施が可能となるよう、準備期の段階から、七尾市医師会等と連携し、医療従事者、接種場所、接種に必要な資材等の確保等、接種体制の構築に必要な調整を平時から行う。

ｂ　特定接種

（ａ）新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

（ｂ）市は、特定接種について、国が行う登録事業者の登録に協力する。

ｃ　住民接種

平時から以下（ａ）から（ｃ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

（ａ）市は、国等の協力を得ながら、市内の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

市は、住民接種については、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、七尾市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた具体的な実施方法について準備を進める。

・接種対象者数
・市職員等の人員体制の確保
・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
・接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
・接種に必要な資材等の確保
・国、県及び市や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
・接種に関する住民への周知方法の策定

市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、平時から、住民接種に向けたシミュレーションや訓練を実施する。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険、障害保健福祉の各担当課と衛生担当課等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表２　接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考	参考数 R7.3.31 現在
総人口	人口統計（総人口）	A		46,010 人
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B		3,221 人
妊婦	母子健康手帳届出数	C		175 人
幼児	人口統計（1-6 歳未満）	D		971 人
乳児	人口統計（1 歳未満）	E1		156 人
乳児保護者※	人口統計（1 歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の 2 倍に相当	312 人
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6 歳-18 歳未満）	F		3,945 人
高齢者	人口統計（65 歳以上）	G		18,604 人
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H	18,626 人

※　乳児（１歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を１か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、七尾市医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、七尾市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。（なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行うことも可能である。）

（ｂ）市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外における接種を可能にするよう取組を進める。

（ｃ）市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

ｄ　情報提供・共有

（ａ）住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行う等、取組を進める。

（ｂ）市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした市の取組を支援する。

（ｃ）庁内関係課との連携

健康推進課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び介護保険や障害福祉の各担当課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第１項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める必要がある。

ｅ　DX の推進

（ａ）市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。（健康保険課・企画振興部）

（ｂ）市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォ　ン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。（健康保険課・企画振興部）

（ｃ）市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。（健康保険課・企画振興部・関係部）

（２）初動期

ア　目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める。

イ　所要の対応

（ア）接種体制

ａ　接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康福祉部）

（イ）ワクチンの接種に必要な資材

市は、第４節（1）準備期　イ（ア）において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。（健康福祉部）

（ウ）接種体制

ａ　特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、七尾市医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて七尾市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。（健康福祉部・関係部）

ｂ　住民接種

（ａ）市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（健康福祉部・関係部）

（ｂ）接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（健康福祉部・関係部）

（ｃ）予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、介護保険、障害福祉の各担当課等と連携し、行うことが考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。（健康福祉部・関係部）

（ｄ）接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は七尾市医師会等の協力を得て、その確保を図る。（健康福祉部・関係部）

（ｅ）市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、七尾市医師会、近隣自治体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。（健康福祉部・関係部）

（ｆ）市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。（健康福祉部）

（ｇ）市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。（健康福祉部・企画振興部・関係部）

（ｈ）医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師１名、接種を担当する医師又は看護師１名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等１名を１チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を１名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。（健康福祉部）

（ｉ）接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ七尾市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、七尾市医師会や医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、七尾市医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、表３（P36）のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。（健康福祉部）

（ｊ） 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。（健康福祉部）

（ｋ）感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないよう配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。（健康福祉部）

表３　接種会場において必要と想定される物品

<table>
<tr><td>【準備品】</td><td>【医師・看護師用物品】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□消毒用アルコール綿
□トレイ
□体温計（非接触型）
□医療廃棄物容器、針捨て容器
□手指消毒剤
□救急用品
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。
・血圧計等
・静脈路確保用品
・輸液セット
・生理食塩水
・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液
・酸素ボンベ、酸素マスク、流量計
・人工呼吸用バック</td><td>□マスク
□使い捨て手袋（Ｓ・Ｍ・Ｌ）
□使い捨て舌圧子
□膿盆
□聴診器
□ペンライト</td></tr>
<tr><td>【文房具類】</td></tr>
<tr><td>□ボールペン（赤・黒）
□日付印
□スタンプ台
□はさみ</td></tr>
<tr><td></td><td>【会場設営物品】</td></tr>
<tr><td></td><td>□机
□椅子
□スクリーン
□ベッド
□車椅子
□延長コード
□冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
□ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
□耐冷手袋等</td></tr>
</table>

（３）対応期

ア　目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

イ　所要の対応

（ア）**ワクチンや必要な資材の供給**

ａ　市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、特定接種及び住民接種に関する配分量の決定、ワクチンの納入実績等を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。（健康福祉部）

ｂ　市は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。（健康福祉部）

ｃ　市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。（健康福祉部）

ｅ　市は、国からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他　の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。（健康福祉部）

（イ）接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。（健康福祉部）

ａ　特定接種

（ａ）公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連

携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康福祉部・関係部）

ｂ　住民接種

（ａ）予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に、市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。

発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険や障害福祉の各担当課等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉部）

ｃ　接種に関する情報提供・共有

（ａ）市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康福祉部）

（ｂ）市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。（健康福祉部）

（ｃ）接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、

紙での周知を実施する。（健康福祉部）

ｄ　接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険担当課等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉部）

ｅ　接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康福祉部）

（ウ）健康被害救済

ａ　予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。（健康福祉部）

ｂ　住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第１項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。（健康福祉部）

ｃ　市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。（健康福祉部）

（エ）情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康福祉部）

ａ　特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。（健康福祉部）

ｂ　住民接種に係る対応

（ａ）市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（健康福祉部）

（ｂ）特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

・新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
・ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
・ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
・平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。（健康福祉部）

（ｃ）これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。

・接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
・ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに分かりやすく伝えることが必要である。
・接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。（健康福祉部）

第５節　保健

（１）準備期

ア　目的

市は、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、感染拡大時にも、地域保健対策を継続して実施できるようにする。その際、関係機関等との役割分担を明確にし、それらが相互に密接に連携できるようにする。

イ　所要の対応

（ア）業務継続計画を含む体制の整備

市は、有事に円滑に業務を遂行できるよう、平時から業務の整理やデジタル部門と連携して ICT の活用等による効率化を行うとともに、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定した上で業務継続計画を策定する。　（健康福祉部、市民生活部、企画振興部、関係部）

（イ）研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

ａ　研修・訓練等の実施

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等も活用しつつ、人材育成のための研修や訓練を実施し、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定 した業務内容に対応できる体制の準備や確認を行う。（健康福祉部、市民生活部、総務部、関係部）

ｂ　多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や近隣の市町、関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。さらに、有事における、陽性者が自宅療養する場合の食事の提供等、要配慮者への生活支援について、市は、県との連携体制や関係機関との協力体制など地域全体で感染症危機に備える体制を検討する。（健康福祉部、市民生活部、総務部、関係部）

（２）初動期

ア　目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

イ　所要の対応

（ア）住民への情報提供・共有の開始

市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、国の要請に基づき県が整備した相談センターについて必要に応じて情報提供し、感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（健康福祉部）

（イ）県との連携

県から要請のあった際には、応援派遣に協力する。（健康福祉部、関係部）

（３）対応期

ア　目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

イ　所要の対応

（ア）有事体制への移行

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。（健康福祉部）

（イ）主な対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して、感染症対応業務を実施する。また、市は、県等と連携を図り、その対策等に適宜、協力する。（健康福祉部、関係部）

ａ 相談対応

市は、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげるため、必要に応じて市民へ情報提供し、感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（健康福祉部）

ｂ 健康観察及び生活支援

市は、県が実施する健康観察に協力する。（健康福祉部）

市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。（健康福祉部、市民生活部、関係部）

第６節　物資

（１）準備期

ア　目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

イ　所要の対応

（ア）感染症対策物資等の備蓄等

市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に更新を行い、 必要量を確保しておく。なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（市民生活部）

消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（市民生活部、総務部・七尾鹿島消防本部）

（２）初動期　～（３）対応期

ア　目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、準備期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

イ　所要の対応

（ア）感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。（市民生活部、関係部）

（イ）備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。（市民生活部、関係部）

第７節　市民生活及び市民経済の安定の確保

（１）準備期

ア　目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県が実施する新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び市民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務継続計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

イ　所要の対応

（ア）情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や庁内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。（健康福祉部・その他全部）

（イ）支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DX を推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（全部）

（ウ）物資及び資材の備蓄

市は、市行動計画に基づき、第６節　物資（1）準備期で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（市民生活部）

（エ）生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、

搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康福祉部）

（オ）火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当課等の関係機関との調整を行うものとする。（市民生活部）

（２）初動期

ア　目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

イ　所要の対応

（ア）事業継続に向けた準備等の周知等

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。（健康福祉部、市民生活部、企画振興部、関係課）

（イ）生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。（市民生活部、企画振興部、関係課）

（ウ）遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉部、市民生活部、関係部）

（３）対応期

ア　目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防　止に関する措置により生じた影響を緩和するため､必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び市民の社会経済活動の安定を確保する。

イ　所要の対応

（ア）市民生活の安定の確保を対象とした対応

ａ　心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉部）

ｂ　生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部、関係部）

ｃ　教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他、長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会）

ｄ　生活関連物資等の価格の安定等

（ａ）市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民生活部、企画振興部、関係課）

（ｂ）市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓

口・情報収集窓口の充実を図る。（市民生活部、関係部）

（ｃ）市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（関係部）

（ｄ）市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（企画振興部、関係部）

ｅ　埋葬・火葬の特例等

（ａ）市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民生活部）

（ｂ）市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（健康福祉部）

（ｃ）市は、県の要請を受けて、市内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。（市民生活部）

（ｄ）市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（健康福祉部）

（ｅ）あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（健康福祉部、関係部）

（ｆ）万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（健康福祉部、市民生活部）

（ｇ）新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（健康福祉部、市民生活部）

（イ）社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ａ　事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する

措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（関係部）

ｂ　市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（建設部）

ｃ　市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本節の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国の方針を踏まえ、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。（関係課）

七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画における発生段階ごとの対策の概要

		準備期	初動期	対応期			
項目	新型インフルエンザ等の発生段階 主な対策	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで	新型インフルエンザ等の発生を覚知以降～政府対策本部・石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置まで	国内発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	病原体の性状等に対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期
1 実施体制	①「七尾市新型インフルエンザ等連絡会議」の開催	・政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施 ・市行動計画等の改定や体制整備・強化 ・関係機関との平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施	・七尾市新型インフルエンザ等連絡会議を開催し、情報の集約・共有				
	②「七尾市新型インフルエンザ等対策本部」の設置		・政府対策本部の設置→石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置→必要に応じて、七尾市新型インフルエンザ等対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備 ・対策に必要な予算確保の準備	・政府対策本部の設置→石川県新型インフルエンザ等対策本部の設置→七尾市新型インフルエンザ等対策本部の設置 ・対策に必要な予算確保	・基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知 ・職員の派遣要請		・政府対策本部・石川県新型インフルエンザ等対策本部の廃止後に七尾市新型インフルエンザ等対策本部を廃止
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	①多様な媒体を用いて理解しやすい内容で迅速に情報提供・共有	・情報発信、情報共有（偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発含む） ・個人レベルの感染対策の普及	・迅速かつ一体的な情報提供・共有	・国内、県内での発生状況、対策等の情報提供 ・個人レベルでの感染予防策、患者対応、感染拡大防止策等について情報提供			・第二波発生の可能性等の情報提供
	②住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置	・双方向のコミュニケーションの体制整備の準備や取り組みの推進 ・相談窓口の設置の準備	・双方向のコミュニケーションの実施 ・相談窓口の設置	・初動期も対応の継続 ・相談窓口の充実・強化			・相談窓口等への問い合わせの取りまとめ、情報提供の在り方の検討 ・相談窓口体制の縮小
3 まん延防止	①県が行う患者の入院措置や濃厚接触者からの感染防止等の措置に対する協力		・発生状況等についての情報提供				
	②住民・職場等へマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の感染対策の啓発	・発生時の対策強化に向けた市民の理解 ・平時より手洗い、咳エチケット等の普及・啓発 ・職場における感染防止対策の周知	・住民等に対する手洗い、咳エチケット等、感染対策の勧奨	・まん延防止対策の実施 ・住民等に対する手洗い、咳エチケット等、感染対策の勧奨 ・事業者、学校、保育施設等における感染対策の実施 ・公共交通機関、病院、高齢者施設等に対しての感染予防策の強化 ・不要不急の外出自粛要請、学校等の施設の使用制限に対する協力			・情報提供、注意喚起
4 ワクチン	①特定接種（新型インフルエンザ等対策に携わる市職員にワクチン接種を実施）	・特定接種の実施に向けた接種体制の構築	・特定接種の準備・開始（国の指示に基づき）				
	②住民接種（市は、原則として集団的接種により住民を対象としたワクチン接種を実施）	・具体的な実施方法について準備	・国の方針を踏まえた接種体制の構築 ・住民接種の準備	・住民接種の準備・開始（国の指示に基づき） ・予防接種健康被害制度の周知、対応			・第二波に備えた住民接種の継続
5 保健	①業務継続計画を含む体制の整備	・平時から業務の整理やデジタル部門と連携して ICT の活用等による業務効率化の実施	・有事体制への移行準備を迅速に行う ・住民への情報提供	・有事体制への移行			
	②研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築	・研修・訓練等の実施 ・多様な主体との連携体制の構築	必要に応じて情報提供し、感染症指定医療機関への受診につながるよう周知	・県の実施する健康観察に協力 ・県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力			
6 物資	①物資及び資材の備蓄	感染対策物資等の備蓄、定期的に状況確認	・市は、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力				
7 市民生活及び市民経済の安定の確保	①市民生活の安定の確保を対象とした対応	・市は必要な食料品や生活必需品等を準備 ・事業者や住民にマスクや衛生用品、食料品等の備蓄を推奨 ・生活支援を要する者への支援の準備 ・要配慮者等への生活支援の準備	・県が行う事業者への従業員の健康管理 ・職場の感染対策の要請に協力 ・生活関連物資等の安定供給に関する市民及び事業者への呼びかけ	・心身への影響に関する施策 ・生活支援を要する者への支援 ・教育及び学びの継続に関する支援 ・要配慮者等への生活支援 ・必要に応じ、市民からの相談窓口 ・市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たって適切な行動の呼びかけ			・市民に対して、食料品、生活必需品等の購入に当たって適切な行動の呼びかけ
	②支援の実施に係る仕組みの整備	新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等、仕組みについて検討	・市民等及び事業者への呼び掛け事業継続に向けた準備等の周知等、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力	・情報収集窓口の充実 ・職場の感染対策の要請に協力			
	③火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備	・火葬施設等の把握・検討	・火葬能力の限界に備え、遺体安置施設の確保準備			・火葬場の稼働 ・遺体安置施設の確保	

用語解説

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の４第１項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の３第１項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。 （※無症状病原体保有者：感染症法第６条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。）
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第１項に規定する医薬品(薬機法第２条第１項に規定する医薬品)、医療機器（同条第４項に規定する医療機器)、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

機運（モメンタム）	モメンタム（momentum）。物事が進展したり、変化したりするきっかけや勢いのこと。 災害や感染症危機などが発生していない平時においても、国民や組織の防災・危機管理意識を高く維持し、必要な備えを継続・向上させていくための勢いやきっかけを指す。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすＡ型又はＡ型のような毎年の抗原変異が起こらないＢ型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第１項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第２条第４号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

健康観察	感染症法第 44 条の３第１項又は第２項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の６第１項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定（地方）公共機関	特措法第２条第７号に規定する指定公共機関及び同条第８号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の２の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第６条第３項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
シリンジ	行動計画においては、ワクチンを接種するために用いる注射器の筒部分のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第６条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第６条第９項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
再興感染症	かつて流行して克服したと思われていた、あるいは公衆衛生上問題にならない程度まで減少していた既知の感染症のうち、再び流行し始めた感染症。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第２条第２号の２に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第１条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。（※酸素飽和度：血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合）
病原性	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第２条第３号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の８第１項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
EBPM（エビデン ス・ベースド・ポ リシー・メイキング）	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報通信技術 のこと。パソコンやスマホなどの「情報技術（IT)」に、メールや SNS、オンライン会議といった「通信・コミュニケーション技術」を融合した考え。ネットを通じた知識の共有や人・モノ同士のつながりに重点を置き、ビジネス、教育、医療、生活の全般で利便性や効率を向上させる技術の総称。
PDCA	Plan（計画)、Do（実行)、Check（評価)、Action（改善）という 一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
Vaccine Hesitancy	The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines（WHO：The threats to global health in 2019） 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。
五類感染症	感染症法第６条第６項に規定する感染症。新型コロナは、令和５年（2023 年）５月８日に５類感染症に位置付けられた。

七尾市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和８年３月改定

七尾市健康福祉部健康推進課

〒926-0811　石川県七尾市御祓町１番地
ＴＥＬ　0767　53-3623
ＦＡＸ　0767　53-5990
ｅ-mail　kenkou@city.nanao.lg.jp